

国民生活金融公庫の教育融資の概要

(注) 利率は、平成17年10月1日現在である。

	教育資金一般貸付	教育積立郵便貯金預金者貸付	年金教育資金貸付
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者 年収 990万円以内 ・事業所得者 年間所得 770万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育積立郵便貯金の積立を完了し、日本郵政公社の斡旋を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険又は国民年金(第2号被保険者を除く)の加入期間が10年以上の被保険者で年金資金運用基金の斡旋を受けた者(所得制限は教育資金一般貸付と同じ)
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時に必要な資金 入学金、授業料等学校納付金、受験料、受験のための交通費や宿泊費、学生の国民年金保険料その他入学時に必要な資金 ・在学中に必要な資金 授業料等学校納付金、アパート・マンションの敷金・家賃等住居に係る費用、通学に要する交通費、学生の国民年金保険料その他在学中に必要な資金 		
対象教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の教育施設 ①高等学校、②中等教育学校(後期課程)、③高等専門学校、④大学(短大、大学院を含む)、⑤盲学校・ろう学校・養護学校の高等部、⑥専修学校、⑦各種学校、⑧設置・目的等について学校教育法以外の法令に特別の規定がある教育施設(農業者大学校、水産大学校、海技大学校等)、⑨学校教育法以外の法令の規定により国の行政機関の長又は都道府県知事が指定し、又は認定した教育施設及び学校教育に準ずる教育が行われている教育施設 ・外国の教育施設 日本の高等学校、高等専門学校及び大学に相当する外国の教育施設又はこれらに準ずる外国の教育施設 		
利率	<ul style="list-style-type: none"> ・年率 1.65% <固定金利> 		
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・1学生・生徒当たり 200万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育積立郵便貯金の積立て現在高の範囲内で1学生・生徒当たり200万円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険の被保険者1学生・生徒当たり100万円以内 ・国民年金の被保険者1学生・生徒当たり50万円以内 ただし、同一学生・生徒当たり100万円を限度とする
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以内(交通遺児家庭又は母子家庭は1年の延長が可能) 〔在学期間内は元金を据置くことができる(返済期間に含む)〕 		